

北上市指定家庭用ごみ袋及びシール券製造配送保管 業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、北上市指定家庭用ごみ袋及びシール券製造配送保管業務を受託する事業者（以下「事業者」という。）を価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とする方式（以下「プロポーザル方式」という。）による入札に関し必要事項を定めるものとする。

1 目 的

当市では、ごみ総量の増加、それに伴う処理経費の増加及びごみ処理施設の老朽化などにより、近年、ごみについての課題が顕著化してきたことから、平成20年度からごみの減量化及びリサイクルの推進を図るためにごみ袋の手数料化を行ってきた。

今般、市民への環境配慮、温暖化防止の啓発と併せてごみ量の抑制及びリサイクルの一層の推進を図るため、製造価格のほかに資源の有効活用や環境負荷軽減等を評価項目とし、総合的な見地から判断して適切な事業者を選定する公募型プロポーザル方式により事業者を選定しようとするものである。

2 概 要

(1) 名 称

北上市指定家庭用ごみ袋及びシール券製造配送保管業務委託

(2) 期 間

令和6年9月1日から令和7年3月31日まで

※適正かつ継続的な業務履行が望めると市が判断した場合は、引き続き令和11年8月31日までの期間において改めて契約を締結するものとする。

(3) 内 容

別紙「北上市指定家庭用ごみ袋及びシール券製造配送保管業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 評価方法

① プロポーザル方式による評価項目は、企画提案評価と価格評価とし、その評価点は次の各号によるものとする。

(ア) 企画提案評価点 業務履行能力や製品の環境配慮等から算定した評価点

(イ) 価格評価点 入札価格に基づいて算定した評価点

(ウ) 総合評価点 価格評価点と企画提案評価点の合計点

② 前項(ア)の評価点は、別に定める評価シートによるものとする。

③ 前項(イ)の評価点は、次により算出するものとする。

市が指定する限度額の総額に対する提案額の総額（予定数量×各単価の合算）

(5) 提案限度額

種 類	容 量	概算枚数	限度額単価 (諸経費含む)
燃えるごみ専用	10リットル	340,000	6.875円
	20リットル	780,000	9.581円
	30リットル	1,070,000	12.397円
	40リットル	1,558,000	15.092円
燃えないごみ専用	10リットル	27,000	13.706円
	20リットル	32,000	16.467円
	30リットル	32,000	19.536円
	40リットル	45,000	22.770円
シール券		14,400	24.915円

※単価はすべて税込み。

3 参加資格要件

1 本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。また、複数社でグループとして参加する場合は、次に掲げる要件をそれぞれにおいて満たすことを条件とする。

- (1) 北上市競争入札等参加資格者台帳に登録されていること。又は、次に掲げる書類の提出によりプロポーザルの参加資格があると市が認めたもの。
 - (ア) 定款、会則等
 - (イ) 登記簿謄本
 - (ウ) 印鑑証明書（直近1か月以内のもの）
 - (エ) 財務諸表（直近のもの）
 - (オ) 国税及び地方税の納税証明書（税の未納が無いことを証明するもの）
 - (カ) その他
- (2) 地方自治法施行令第167条の4（入札参加資格に関すること）の規定に該当しないこと。会社更生法又は民事再生法の規定に基づく再生又は再生手続きの申立てがなされた者でないこと。
- (3) 国税、地方税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、役員が、同法第2条第6

号に規定する暴力団員でないこと。

- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び構成員でないこと。
- (6) 北上市営建設工事等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 過去に完了した本事業に類似する業務の履行実績（発注者は国、地方公共団体に限る）を有すること。

4 実施スケジュール

プレゼンテーション等に係るスケジュールは次のとおりとする。

- (1) 公募開始 令和6年4月22日（月）
- (2) 質問書提出期限 令和6年5月2日（木）
- (3) 質問回答期限 令和6年5月7日（火）
- (4) 参加申込書等提出期限 令和6年5月10日（金）
- (5) 参加資格の結果通知 令和6年5月15日（火）
- (6) 提案書等提出期限 令和6年5月21日（火）
- (7) プレゼンテーション等 令和6年5月24日（金）
- (8) 選定結果通知 令和6年5月31日（金）
- (9) 契約 令和6年6月11日（火）

5 各項目の事務手続き

- (1) 提出書類の提出先等
 - ① プレゼンテーション等に係る事務及び受付は、事務局で行う。
 - ② 受付時間等は平日9時00分から17時00分までとする。
 - ③ プレゼンテーション等の事前説明会については行わない。

- (2) 事務局

- ① 担当課 生活環境部環境政策課
- ② 郵便番号 〒024-8502
- ③ 住所 北上市上江釣子17地割201番地2
- ④ 電話 0197-72-8284
- ⑤ F A X 0197-77-3591
- ⑥ メールアドレス kankyo-s@city.kitakami.iwate.jp

- (3) 質問の受付及び回答の実施

仕様書等の内容に関する質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。なお、電話による質問は受け付けないものとする。

- ① 提出期限 令和6年5月2日（木） 17時00分まで（必着）

- ② 提出先 事務局
- ③ 提出方法
- ・持参
 - ・郵送 「特定記録郵便」、「簡易書留」、「一般書留」
いずれかの方法によること。
 - ・FAX（必ず送達確認のため事務局へ連絡を入れること。
また、「頁／総頁」等の表記を行い送信に漏れが無い等確認ができるようにすること。）
 - ・Eメール（送達確認のため事務局へ連絡を入れること。
添付ファイルサイズは2MB以下で送信すること。）

④ 提出書類 【質問書】（様式第3号）

⑤ 回答方法 北上市ホームページに随時掲載する。

(<https://www.city.kitakami.iwate.jp/life/soshikikarasa-gasu/kankyoseisakuka/gomigenryogakari/1/4/index.html>)

(4) 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は参加申込書等を次のとおり提出すること。

① 提出期限 令和6年5月10日（金） 17時00分まで（必着）

② 提出先 事務局

- ③ 提出方法
- ・持参
 - ・郵送 「特定記録郵便」、「簡易書留」、「一般書留」
いずれかの方法によること。

④ 提出書類

(ア) 【参加申込書】（様式第1号） 1部

(イ) 【誓約書】（様式第2号） 1部

(ウ) 会社案内のパンフレット等 10部

(エ) 納税証明書（消費税、法人税、法人市県民税 直近1年分 各1部）

⑤ 参加資格の審査結果の通知

参加申し込みした者の参加資格を実施要領に基づき審査し、当該審査完了後に審査結果を申込者全員に対して、【参加資格審査結果通知書】（様式第4号）により通知する。この場合において、参加資格が満たないと判断された者が、その理由について説明を求めることができる。

(5) 提案書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は提案書等を次のとおり提出すること。

① 提出期限 令和6年5月21日（火） 17時00分まで（必着）

② 提出先 事務局

- ③ 提出方法 ・持参
 ・郵送 「特定記録郵便」、「簡易書留」、「一般書留」
 いずれかの方法によること。

④ 提出書類

(ア) 【企画提案書】(様式第5号) 1部

(イ) 企画提案書別紙、業務スケジュール(任意様式) 正本1部 副本10部

※1 企画提案書の内容をデータにて提出(メール可)

※2 企画提案書はA4版(A3版は折込)とすること。

※3 企画提案書は「6 プレゼンテーション等の提案項目」の順番に従って作成すること。

(ウ) 【類似業務の実績リスト】(様式第6号) 1部

(エ) 【業務の実施体制調書】(様式第7号) 1部

(オ) 企画提案書に係る試験成績書等の写し 1部

(カ) 【見積書】(様式第9号) 1部

(6) プレゼンテーション等の実施

プレゼンテーション等の実施については、次のとおりとする。

実施日及び内容

① 日時 令和6年5月24日(金) 9:30~12:00

タイムスケジュール

時 間	内 容
9:30~11:30 (予定)	プレゼンテーション及びヒアリング 事前準備 5分程度 プレゼンテーション 20分以内 ヒアリング 10分程度 片付け 5分以内 ※プレゼンテーションに必要なノートパソコン等は参加者が準備すること。ただし、プロジェクター、VGAケーブル(D-SUV15Pin)、HDMIケーブル、スクリーンは事務局にて準備する。 ※発表順番及び時間等は、参加者に対し別途通知する。
11:30~12:00	審査会 プレゼンテーションの内容及び参考見積額を総合的に判断し、契約予定者を選定

② 実施場所 北上市芳町1番1号 北上市役所本庁舎5階第2会議室

③ 出席者 3名以内 ※ヒアリングを含む。

- ④ その他 プレゼンテーション及びヒアリングは公開とする。

6 プレゼンテーション等の提案項目

プレゼンテーションの提案項目は次のとおりとする。企画提案書等の作成に当たっては仕様書に留意して提案をすること。

- (1) 製品の概要（環境対策、加工、材質・強度等）
- (2) 保管場所及び保管能力等
- (3) 受注体制
- (4) 配送体制
- (5) リスクマネジメント（セキュリティ、クレーム対応）

7 業者の選定

- (1) 北上市指定家庭用ごみ袋及びシール券製造配送保管業務委託選定委員会（以下「委員会」という。）により提案書等について審査を行い、業者を選定する。）
- (2) 審査方法
 - ① 審査会で評価した総合評価点により決定するものとする。
 - ② 評価については「北上市指定家庭用ごみ袋及びシール券製造配送保管業務委託選定委員会審査要領」に基づくものとする。
 - ③ 虚偽の記載があると判断された場合は失格とする。
 - ④ 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができるものとする。

8 審査結果の通知

- (1) 審査結果については次のとおり通知する。
 - ① 通知日 令和6年5月31日（金）
 - ② 通知方法 【審査結果通知書】（様式第8号）により通知

9 契約

- (1) 総合評価点が最も高い事業者を業務委託に係る落札者とする。
- (2) 落札者が、プレゼンテーション等実施後に3の資格要件に満たさない場合及びやむを得ない理由等により、業務委託契約の締結ができない等の場合は、委員会で評価された次点者を繰り上げ、協議を行うものとする。
- (3) 落札者は、審査結果通知書の送付により効力を発生させるものとする。

10 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加した者のうち、契約予定者の名称及び評価点を公表するものとする。(契約予定者以外の名称は公表せず評価点のみを公表する。)
- (2) 本プロポーザル参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出書類は返却しない。また、提出期限後の書類の差替え、訂正は認めない。なお、プレゼンテーション等当日までに提案内容を補完する資料の提出を求める場合がある。
- (4) 提出書類に不備があった者、虚偽の内容の記載があった者又は提出期限に遅れた者は失格とする。
- (5) 提案書等の提出は1事業者につき1案とする。
- (6) 提案書等を提出するに当たり、他者の協力を得た場合はその旨を提案書等に明記すること。
- (7) 提出された企画提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとする。
- (8) 市は提案者の承諾を得ずに、提出された企画提案書の内容を無償で複製、使用できるものとする。
- (9) プレゼンテーション等に欠席した者は失格とする。
- (10) 参加申込書及び提案書等の提出後、本競争入札への参加を辞退する場合は、速やかに【辞退書】(様式第10号)を提出すること。
- (11) 審査に係る電話等による問い合わせには応じない。
- (12) 審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (13) プレゼンテーション等の参加者が1者の場合であっても、市の要求水準を満たす提案がなされた場合は、その者を契約予定者として選定する。
- (14) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (15) 契約が成立するまでの間において、契約予定者がプレゼンテーション等の参加資格要件を満たさなくなった場合及び失格事項の対象となった場合は、当該予定者との契約を締結しないものとする。